

平成30年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会10月定例会議事録

- 1 日 時 平成30年10月10日（水）午後1時30分～午後2時50分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 後藤会長、細田副会長、植松副会長、和田会計、矢野監事、弓達監事、
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、
高梨勇、岩壁榮、熊澤繁雄、小島正徳、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、
前田積、青木三郎、古谷宏、茂木信男、永野盛芳、永澤鐵男の各委員
病院総務課（松岡課長）、建築指導課（有賀課長外）、景観みどり課（関野
課長外）
市民自治推進課（富田課長、永倉課長補佐、木村課長補佐、小松担当主査、
窪田副主査）
事務局（山田、長野）
- 4 会議の経過
 - (1) 開 会 細田副会長
 - (2) あいさつ 後藤会長
 - (3) 議 題
 - ① 服部市長死去に伴う当協議会の対応について
富田市民自治推進課長より服部市長の死去に伴う市の対応などについて、資料に基づき説明があった。
連絡会としての対応について
(会長) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会弔慰金等の贈呈規定第2条の委員に対する弔慰金等で委員が死亡したときは1万円及び生花の贈呈となっておりますが、今回のような場合の規定はございません。しかし第4条でこの規定に定めのないものは、必要に応じ会長が定めるものとなっております。昨日、役員会を開きまして、委員に準じて1万円及び生花の贈呈をさせていただきたいと思っております。皆さん賛同いただける出るでしょうか。(異議なしとの声、多数あり)
賛同いただけたので、私が代表して葬儀の際にお持ちしたいと思っております。あとそれぞれ地区のまちぢから協議会の対応は自由とさせていただきます。また、役員会で先進都市視察と11月24日の研修会及び懇親会は開催することとしました。
 - ② 先進都市視察について
事務局より、資料に基づき説明した。
日程：10月25日（木）～10月26日（金）
視察先：松本市役所
視察項目、行程等：別紙のとおり

③ 研修会について

事務局より、資料に基づき説明した。

日時：11月24日（土）午後2時30分

場所：市役所本庁舎4階 会議室1～3

内容：全国的なごみ処理の現状とごみ減量対策について

～家庭からはじめるゴミ減量と4R～

講師 森 朋子氏

（国立研究開発センター 国立環境研究所

資源循環・廃棄物研究センター 特別研究員）

研修会終了後、懇親会を予定

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤会長より、茅ヶ崎市内の9月末現在の犯罪発生状況等について、資料に基づき説明があった。

警察でいままでの担当者が異動になり新しくなった関係で、ごたごたしているので少しミスがあります。下欄の交通事故の統計の表が入っていません。遅れるという話がありました。ご了承をお願い致します。それでは犯罪発生状況についてご説明いたします。振込詐欺につきましては、9月ここには5件と書いてあるんですが、鶴嶺西はなしです。消しておいてください。ですから合計4件でございます。私が作っている地区別の発生状況では、茅ヶ崎地区で9月12日に女性の方が、それから9月7日に茅ヶ崎南地区、中海岸でやはり女性で78歳の方、海岸地区で9月8日にオレオレ詐欺で83歳の女性、松林地区で9月12日で74歳の女性ということで、被害にあっています。今回寒川で件数多くて7件ということでした。今日の朝の新聞を見ますと、横浜の方で、やはり女性の方が息子を名乗って、今お金を使い込んで、やくざに取り立てられているから助けてと言って、2,750万円だましとられたようです。このように今様々な手口でねらっておりますので、ご注意いただきたいと思います。私の地区で今月、福祉祭りがあるんですけれども、お年寄りが多くこられるんですが、その中で、毎年、昼休みに中学生による振込詐欺の寸劇をやらせてもらっています。私も話しますが、やはり孫みたいな子どもたちの寸劇はお年寄りに関心を持ってくれるんですね。なんかいろんな手を考えながらやると振込詐欺も減ってくると思いますので、よろしくお願いします。それと最近ひたくり事犯がなかったんですが、湘南地区で1件ございました。それから相変わらず自転車盗が22件ということで、全体的には件数が下がっているんですが、全体の中では自転車盗がやはり多いということです。前回は警察からお話がありましたように、自転車盗、万引き、振込詐欺という3つの事件が最近は多いということです。ご注意いただきたいと思います。

(問) 昨夜電話があったんですけれども、5時半から6時くらいの間なんですけれども、県警本部が振り込み詐欺の注意喚起の電話をしているのでしょうか。

(答) 昨年あたりから、県警が行っていることは聞いています。

(イ) 茅ヶ崎南地区和田委員より 11月24日に文教大学と茅ヶ崎南地区街ぢから協議会共催で高砂コミュニティセンターで行われる「災害復興の国際学」についての情報提供があった。

(ウ) 小出地区永澤委員より「小出地区まちぢから通信」と「さんままつり」について情報提供があった。

(エ) 事務局より、次のとおりの情報提供があった。

①平成30年度災害対策本部運営訓練(図上訓練)が市長の死去により中止となった。

②青年会議所50周年記念式典へのご案内招待状への対応について

③相模川流域下水道左岸処理場の呼称変更について

④中学生の部活動における自転車利用の自粛についてのヒアリングが11月16日にまちぢから協議会連絡会后藤会長にあった。

(会長捕捉説明) 教育委員会、校長会、まちぢから協議会連絡会、青少年育成推進協議会、体育振興会等でヒアリングを行いたいとのことです。まちぢから協議会連絡会としては、役員会で茅ヶ崎の自転車プランに長年参画されている和田委員にお願いをしました。また状況等を含めて報告をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① 「市立病院通信」の配布について

市立病院総務課長より、資料に基づき説明があった。

○ 依頼・説明事項(新規事業等)

① ブロック塀等の緊急対策の状況について

景観みどり課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) ひとつお願いがあります。自治会を通じてブロック塀の調査をしているという事なんですけれども、これは市が独自でできないので、自治会にお願いするというスタンスですね。それにもかかわらず自治会長が持って行くと、なんか簡単に受け取って中身も全然見てくれない、そういう不満がわれわれに寄せられております。だから市としてはこれは本気でやってるんじゃないというふうに、みんな受け取って、なんだばかばかしい、頼まれたからやったのに持ってったら、あーそうですかっていう感じで受け取られたりしてる。実際に調べた人は一生懸命調べてるわけですよ。だからどういう人が対応してくれるかわからないけれど、一応自治会長が持ってってるんだから、課長とかそういう方が話を聞いてくれないと、われわれ立つ瀬がありませんので、本当に真剣にこれから来年に向けてやってるって言うけど、どういうものなのか非常に不満です。それで前回、通学路について、1,000件あるという話がありましたよね。その通学路も学校のPTAと学校で決めたり、地域の人が入って決めてるようなんですけれども、その時の生徒の動きによって通学路も変化するので、われわれが調べたものも、市が調べたものと同じように問題の箇所があるっていうことを言っ

ています。そういうことも踏まえてぜひ誠実で、ちゃんとした対応をしていただきたい。一番大事なのは、問題が起こらない前に処理しなきゃいけないという事で、9月の終わりまでに何とかデータを出してくれないかということで、こちらからお願いして自治会長にやってもらっているということ、部長がお二人見えて頼まれたから、9月末までになんとかしようよという話になったと思うんですよ。そういうことが部の中に、全然伝わってないのかなと思いましたので、是非今後改めていただくようお願いします。

(答) 今のお話を聞いて、大変申し訳なく思っております。職員に対してもその旨を伝えていきたいと思っております。今後につきましては、課長が対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(問) 道路幅が4メートルないところにブロック塀があって、うちの方が点検した時にその結果も出してあるんですけども、セットバックの指導をしながら、セットバックした場合に、そこでも協力していただいたら、いくらかの助成があって、道も広くなり、安全に通行できるようになるとの考え方でよろしいでしょうか。この際に一緒にセットバックもやっていかないと少しも進まない。それにより道路行政も良くなるんじゃないかと思うんですけど。

(答) 狭隘道路に面した塀については、先日お願いしましたチラシにも4メートル未満の道路の場合にはまず今現在制度としてあります狭隘道路整備事業で助成制度を行っておりますので、その制度を活用いただいて後退していただいて、塀の補償もお出しするという事は現在行っております。ただ以前の定例会でお話がありました後退したくてもできないお宅の塀につきましても、庁内市民安全部や建設部も入れて協議をしておりますが、急に市長が逝去されて、市独自の助成制度を構築していかないと、未後退の塀の助成につきましては、トップの判断が必要だと思っております。厳しい状況ですが、そういう状況でも検討は続けておりますので、また皆様にお示しできるような状況になりましたら、お話を差し上げて助成制度を進めていきたいと考えております。

(問) 予定で、10月9日までに、通学路沿いの危険な場所にはポスティングを済ませたとのことですが、ポスティングの後はどういう行動をとられるのでしょうか。ポスティングしっぱなしで終わりなのか聞かせてください。次のステップに行く計画はあるのかということですね。

(答) 今現在相談件数は、150件くらいでございまして、実際の受付は4件ということで、そのへんの状況も見据えながら、このチラシを回覧していただいたことと、ポスティングさせていただいた効果というところも考えながら、その申請状況によりまして、注視は引き続き進めていくんですが、件数によってはもう少し違った方面から、違った手法を用いてやっていきたいと考えておりますが、そのへんの状況をみながら考えさせていただきたいというところよろしいでしょうか。

(問) ポスティングって約1,000件くらいですよ。

(答) 危険と思われる塀は1,000件くらいなんですけど、実際ポスティングやった数は3,000ちょっとありました。ですから塀をお持ちのお宅には、みんなポスティン

グさせていただいたということで、期間として1か月ぐらいかかりまして、都市部だけではマンパワーが足りないもので、ほかの課にもお手伝いいただいてやったんです。

(問) 相談のなかでは、通学路以外のところもたくさんきてるわけですよね。でも通学路は最優先でやらなきゃいけないわけだから、危ないと思うところは集中的に安全確保する必要があると思う。

(答) 通学路の件ですが、現在教育委員会とも連携して、通学路の安全点検をこのところずっと行ってきているので、国からもいままで交通安全的な安全点検というのが主だったんですが、文科省からブロック塀とか、今空き地空家ということで不審者がいる可能性もあるということでそういった危険な要素を通学路上でチェックするように国から通知もきており、そのへん学務課が主体となって通学路の安全という総合的な面からどう進めていくかというところを考えていますので、先ほどの通学路というのは子どもの通う家の場所によって毎年変わるという可能性もありますので、そのへんもふまえてしっかり把握しながら、事前に対策をとれるよう教育委員会と打ち合わせております。

(問) 大変だとは思いますが、私は少し取り違えて、8月中に全自治会調査してくれということで、9月の初めには報告書を出したんですが、今これを見てまだ半数の自治会しかできていないとのことで愕然としてるんです。要するにそんな簡単な話ではないというのはわかるんですが、一生懸命調査をした人たちは全体としてその調査をした結果は現状どうなのというのを、知りたがってるんです。今まで私は地区の自治会から、そういう質問が出ると、全市だから早急に報告書はでないけれども、今一生懸命まとめているはずだから、近々報告書が出るはずだから、待っててくれって言うるんだけど、どうもこの文章からみると当分出てきそうもないような気がするんで、そこらはちょっと考えていただかないと、今後に差しさわりがあるんです。大騒ぎやって結局どうなったのいう話です。それと、公共施設でも危ないところがあるよという報告がありましたけれども、要するに数だけではなくて、こういう危険な塀があるよという調査の前に写真で出しましたよね。それがあの段階ではいいと思う。それを今改良して、こういうふうに整備しましたとか、希望の持てる、件数はまだすくないかもしれないけれども、明るいニュースをアピールしていかないと、所有者も直そうという気持ちが出てないと思うので、そのへんをぜひ考えてください。で先ほど言った通学路の安全点検は昔からやってるんですよ。大谷石の塀がこわいとかなんか、基本的にそういう調査をしてもどっかで無視をしてるんです。検討してますとかね。だから検討しますっていうのは、やらないことだよって私は言うてるんですよ。とりあえずもうちょっと何とか考えて、みんながその気になれるようなアピールをしていただければと思います。各自治会の報告が全体としてどうなってるのかというのも、あとで参考にしますなんていう漠然とした話じゃあなくて、だいたいどんな状態なのかわかるようにしていただけると、大変ありがたいと思います。

(会長) 今答えなくてもいいので、次回今の話も含めてどうなのかを答えてください。

あと、私の方からセットバックの関係でですね、セットバックというのは家を改築し

た塀も壊した時にセットバックするっていうのが基本じゃないかと思ってたんですが、塀だけでもセットバックが必要なんですか。

(答) 建築基準法という法律がございまして、家を建てる時に原則4メートルの道路が必要という事になっております。ただし昔から4メートル未満の道路は数多くございます。その場合については法律上中心から2メートル後退してくださいという法律になってございますので、実際のところ茅ヶ崎の状況をみますと4メートル未満の道路は約3割くらいございます。そのところは建築基準法から言うと適合していないという状況で、当然ながら家を建てる時には後退していただくんですけど、家を建てないときでも、改築など以外の時でも、当然のことながら茅ヶ崎市は狭隘道路行政をやっておりますので、後退をさせていただくように指導はしているところです。

(会長) 今のお話ですと指導という事ですね。建築基準法上ではないということでしょうか。

(答) 建築基準法に適合しないという事は、違反という形です。

(会長) 今の話は、セットバックはいやだけれども、塀を直すことはするよという人のことを考えてお話をしたんです。

(答) 建築基準法の法体系ができたのは昭和25年なんですね。その当時それから家をなんらか新築なり増築なり改築されている家であれば、本当は道路の中心から下がっていただくというのが原則なんです。いまはそうはいつでもやはりなかなか建物もいじらないのに、塀だけ改修して土地を道路に提供するというのは、なかなか難しいというのはわかっておりますので、建て替えるときに建築確認申請を出す機会には市でもある程度助成をさせていただいて、所有権を変更させていただいて道路形態にして塀の補償もさせていただいているという状況ですので、法の趣旨からいいますと家をいじらなくても昭和25年以降になんらか建築行為があった土地であれば道路の中心から2メートルのところまで後退していただく法律上の義務はありますので、下がっていないところは法律論からいきますと、その塀は法律に適合していないものになってしまう。

(会長) 罰則規定はあるんですか。

(答) あります。ありますけど現実的にそれを適用するかどうかは、確認申請業務を行っている特定行政庁である市の建築指導課の判断ということになります。

(問) 建築基準法っていつてるんだけど、今回調査をして、危険個所のブロックをこわす、直すということに建築基準法は関係ないでしょう。そこをはっきりしないとブロック塀をこわして安全なものにしてくださいという豚に念仏を言ってるようなもので、はっきりしてもらわないと。

(答) 道路の幅員で4メートル以上、4メートル未満というところで、区別をさせていただいております。それは何故かと申しますと、狭隘道路整備事業というのを道路管理課で進めております。これは4メートルない道路に面しているお宅については道路の中心から2メートル後退した土地を道路状に提供していただくことと、もし塀とかフェンスがあればその補償をさせていただいて、中心から2メートル部分まで後退して

いただく事業がありますので、そこで市としてはその事業を進めていくうえで、区別をせざるを得ない状況でございますので、狭隘道路とそうじゃない4メートル以上の道路というのは区別するというのが原則です。言われたように、危険な塀を撤去するということは皆様と考えが一緒なんですけど、ただその道路の幅によって、やはり法律がございますので、そのへんのところから今お話したような、建築基準法のお話をさせていただきます。

(問) 危険だから撤去していただきたいましようという趣旨と、狭隘道路ということになると、それじゃあ狭隘道路に面する塀の撤去は無理ですね。要するに地権者の理解が得られないと思うんですよ。そこらへんの狭隘道路で死亡事故があったからなくしましようという趣旨とそれから今の狭隘道路だとか建築基準法っていうのが趣旨がちがうんですよ。それを一緒にしちゃってるから、いくら調査しても進まないと思います。危険箇所をなくそうという菅さんからの鶴の一声で始まったことなんですけれども、それと狭隘道路や建築基準法を一緒にしちゃうと、出来ないことを相談しているみたいですね。

(答) 言われることは、充分承知しています。いろんな法律を遵守しなければならないというなかで、防災面を考えると危険性を排除するという事は第一に考えて進めることが大事だと思います。ただ今お話したような、建物を建てる際の取り決めもございしますので、やはり市役所としては、その法律を考えながら取り組みを進めることが必要だと思っておりますので、最初のほうにお話した後退しようとしても建物が用地にかかっているような場合とか、敷地が高かったり、低かったりして資金的に大変でなかなか今すぐにできないとかある一定の条件を探ってるんですが、そういったものに対して市独自の助成ができないかということも庁内の検討している段階ですので、市もそのへんは把握して、狭い道のブロック塀ほど危険だということは市も十分感じておりますので、その対応につきましては、もう少しお時間をいただきたい。

(問) 小出地区には17の自治会があって、その中の7つの自治会は危険なブロック塀はないという報告です、10の自治会は、危険なブロック塀として1メートルを超えた約80件ができてます。これを全部地図に落としまして先週市に提出いたしました。われわれの考えはこういう報告を市に提出をしましたから今度は市の方が、危険な箇所を全部調査していただいて、危険性が本当にあるのかなのかということ次ステップに入っていただきたい。かなり狭隘道路がありまして、地権者に対していちいち調査したわれわれは言っていません。ですから危険な塀は市の方で地権者に対して対応していただきたいと思っています。

(会長) そういうことで、よろしくお願ひします。

(5) 閉 会 植松副会長

